

お問い合わせ先

活動組織、広域活動組織向け

本パンフレットや多面的機能支払交付金に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

お問い合わせ先	対象都道府県
北海道農政部農村振興局農村設計課 多面的機能支払係 011-231-4111 (内線27-876)	北海道
東北農政局農村振興部農地整備課 022-263-1111 (内線4491/4349)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東農政局農村振興部農地整備課 048-600-0600 (内線3565)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局農村振興部農地整備課 076-263-2161 (内線3563)	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局農村振興部農地整備課 052-201-7271 (内線2658)	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局農村振興部農地整備課 075-451-9161 (内線2567)	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
中国四国農政局農村振興部農地整備課 086-224-4511 (内線2671)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州農政局農村振興部農地整備課 096-211-9111 (内線4779)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 098-866-0031 (内線83334)	沖縄県

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
(電話) 03-3502-8111 (内線5618)

高めよう 地域協働の力! 多面的機能支払交付金



令和5年度 改正のポイント



令和5年4月

農林水産省

事務が簡素化されます

「農村環境保全活動」及び「多面的機能の増進を図る活動」の活動項目の変更に係る手続き簡素化

◆これまで

資源向上支払（共同）における「農村環境保全活動」及び「多面的機能の増進を図る活動」の活動項目を変更する場合は申請が必要

◆これから

申請ではなく**変更計画書の届出**とします。
※加算単価に変更がある場合は、引き続き申請が必要です。

申請・・・市町村の認定が必要。
届出・・・市町村の認定が不要。

柔軟に活動することができるようになったわ



活性化計画に多面の活動を定める場合、事業計画書の提出が不要

農用地等の保全を定めた活性化計画(農山漁村の活性化のための定住及び地域間交流の促進に関する法律第5条第1項に規定する活性化計画)を作成しており、その添付書類として

- ・様式第1-1号 事業計画の認定申請書
- ・様式第1-2号 事業計画書
- ・様式第1-3号 活動計画書
- ・様式第1-4号 長寿命化整備計画書
- ・様式第1-5号 工事に関する確認書

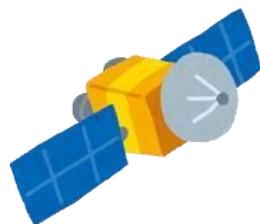
を既に提出している場合は

上記様式第1-1号から第1-5号の提出が不要となります。

地域計画に定める場合、地域資源保全管理構想の作成が不要

地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条第1項に定める地域計画）に地域資源保全管理構想に準ずる記載がある場合、**地域資源保全管理構想の作成が不要**となります。

先進技術による現地確認が可能とわかるようになりました



これまでも実施可能でありましたが、現地確認の負担軽減を推進するため、**人工衛星やドローン等を用いた現地確認が可能であることを実施要領に明記**します。

様式はそのまま

これまでは、毎年度様式を変更してきておりましたが、令和5年度は**様式の変更がありません**。

※ただし、5年に1度の提出となっている様式第1-1号 事業計画の認定申請書は変更あり

変更がないから昨年と同じように申請できるね



電子申請が可能になります

eMAFF申請ができるようになります

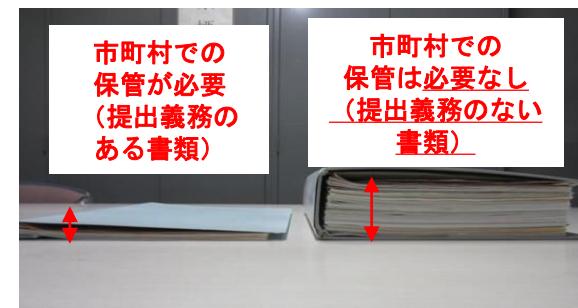


スマホやタブレット、パソコンなどから交付金申請が行えるよう、**共通申請サービス（eMAFF）による行政手続きのオンライン化へ対応**します。

市町村への提出資料の留意点

下表の書類は、市町村への提出や市町村での保管は義務ではありません。ただし、実施状況確認等のために必要であるため、活動組織において作成・保管は必要です（活動写真は活動組織の作成・保管も不要）。

書類名	作成・組織保管	提出・市町村保管
財産管理台帳	○	×
領収書・通帳の写し	○	×
総会資料・議事録	○	×
活動写真	×	×



「○」・・・義務あり、「×」・・・義務ではない

書類の比較

また、令和4年度より予算書や決算書、金銭出納簿等、都道府県・市町村または活動組織が保管すべき証拠書類のうち、**電磁的記録により保管が可能なのは、電磁的記録での保管をすることもできます**。

